

## 長崎市告示第251号

長崎市屋外広告物条例（平成8年長崎市条例第37号。以下「条例」という。）第4条第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域（以下「禁止地域」という。）、同条第1号の規定により禁止地域から除く地域、条例第6条第2号の規定による禁止物件及び条例第7条第3号の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき市長の許可を受けなければならない地域（以下「許可地域」という。）を次のように指定したので、条例第34条の規定により告示する。

なお、平成9年長崎市告示第155号は、廃止する。

平成19年3月30日

長崎市長 伊藤 一 長

### 1 禁止地域

#### (1) 条例第4条第3号の規定により指定する地域

名称	所在地	指定する地域
崇福寺大雄宝殿	鍛冶屋町	別紙図面1に表示する区域
興福寺本堂	寺町	別紙図面2に表示する区域

#### (2) 条例第4条第4号の規定により指定する地域

名称	所在地	指定する地域
東海の墓	夫婦川春徳寺	春徳寺の寺域
聖福寺大雄宝殿	玉園町	聖福寺の寺域
職人尽	上西山町	松森神社の社域

#### (3) 条例第4条第7号の規定により指定する区間

道路の種類及び路線名	指定する区間
一般国道34号	都市計画道路小ヶ倉蛭茶屋線の交点から長崎市中里町までの区間（市街的区間を除く。）
一般県道長崎芒塚インター線	全区間
長崎市道松山町本原町線	別紙図面3に表示する区域

#### (4) 条例第4条第8号の規定により指定する区域

道路の種類及び路線名	指定する区域
------------	--------

高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	市域内の全区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 500m以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道 3 4 号	都市計画道路小ヶ倉蛭茶屋線の交点から長崎市中里町までの区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 1,500m以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道 3 4 号 長崎バイパス（自動車専用道路）	市域内の全区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 500m以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道 2 0 2 号	別紙図面 4 に表示する区域
一般国道 2 0 6 号	別紙図面 5 に表示する区域
一般国道 3 2 4 号 ながさき出島道路（自動車専用道路）	全区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 500m以内の地域で、これから展望できる区域

(5) 条例第 4 条第 10 号の規定により指定する区域

中島川周辺の区域で、別紙図面 6 に表示する区域

2 禁止地域から除く区域

滑石 3 丁目、横尾 1 丁目、横尾 2 丁目及び横尾 3 丁目の各一部の第 2 種低層住居専用地域で、別紙図面 7 に表示する区域

3 禁止物件

(1) 条例第 7 条に規定する区域内の一般国道及び主要地方道（条例第 4 条第 7 号及び第 8 号の規定により指定された区間を除く。）に直接面する石垣、よう壁及び土は

(2) 長崎市道松山町本原町線のうち別紙図面 3 に表示する区域に直接面する石垣、よう壁及び土は

4 許可地域

脇岬町及び野母崎樺島町海岸で、別紙図面 8 に表示する区域

## 別紙図面 1

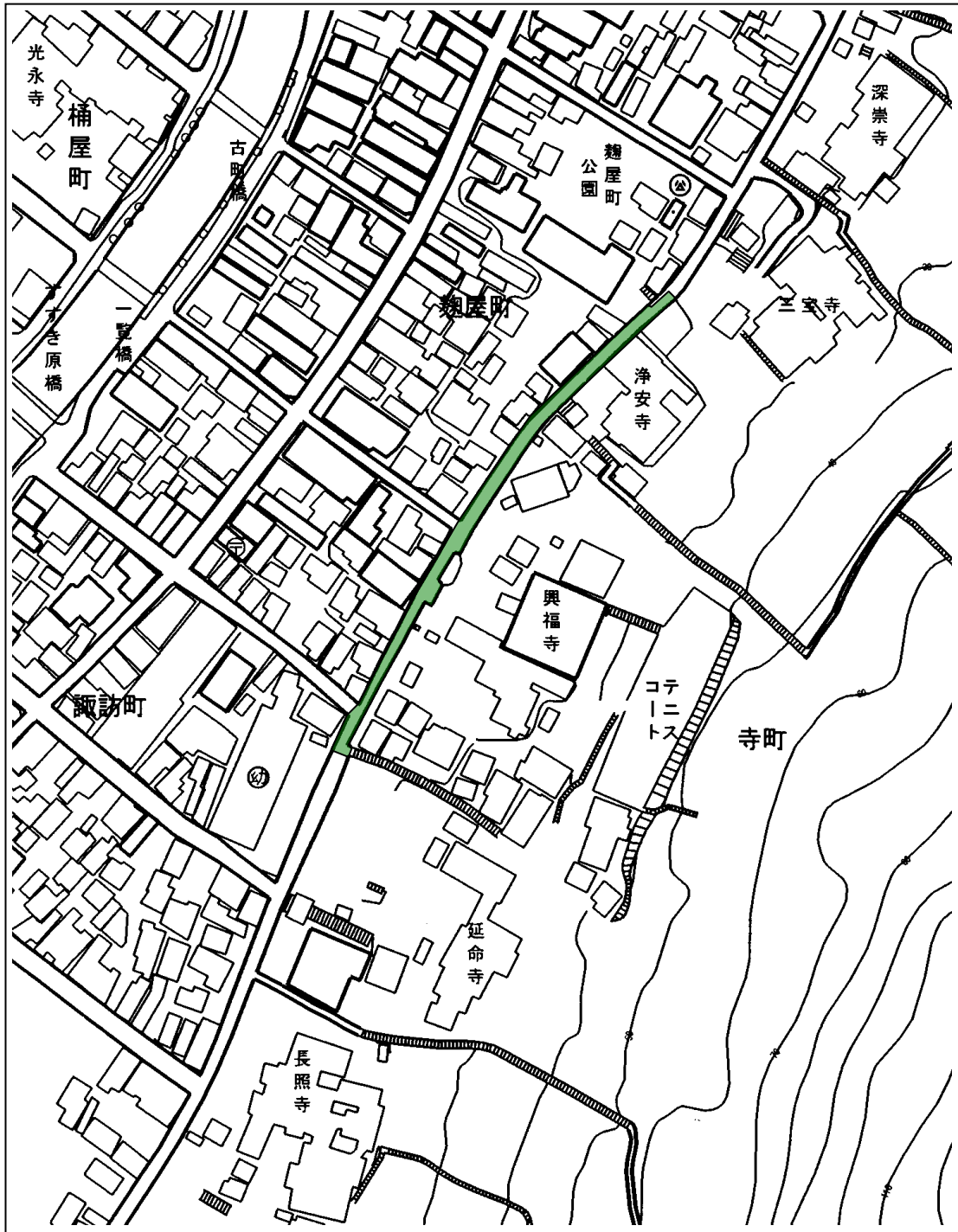


禁止地域



別紙図面 2

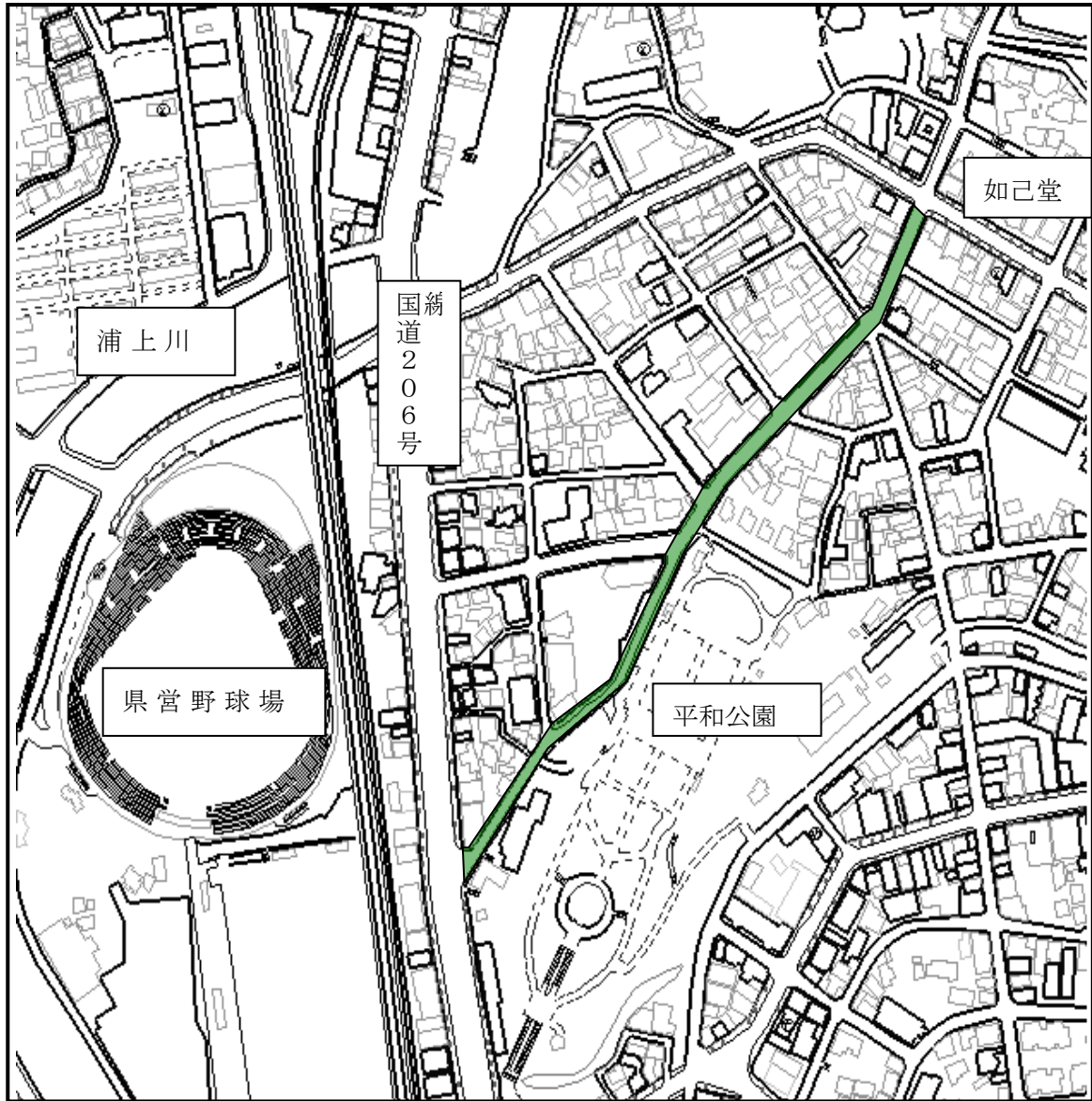
 禁止地域



別紙図面 3



禁止地域



別紙図面 4

禁止地域

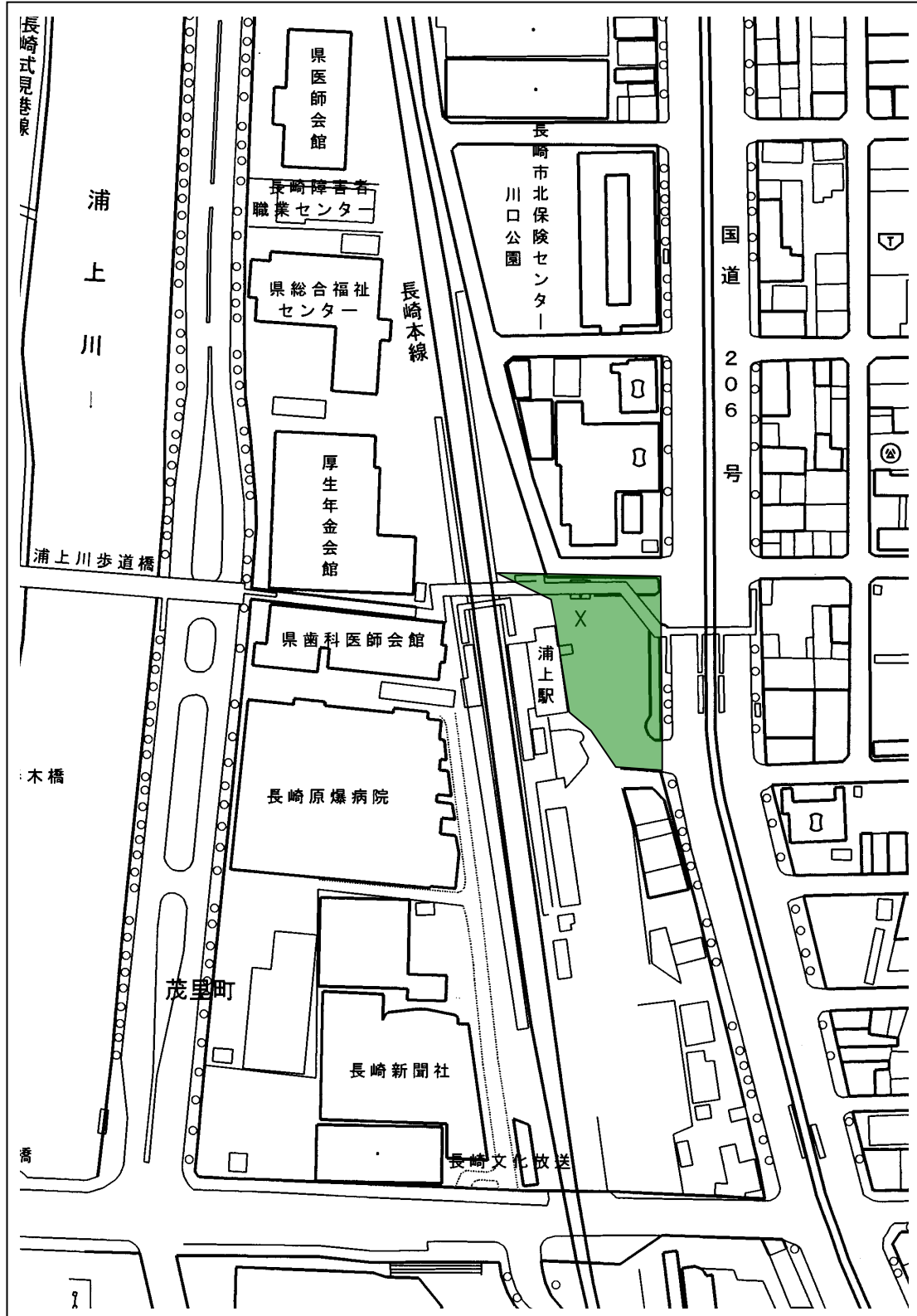




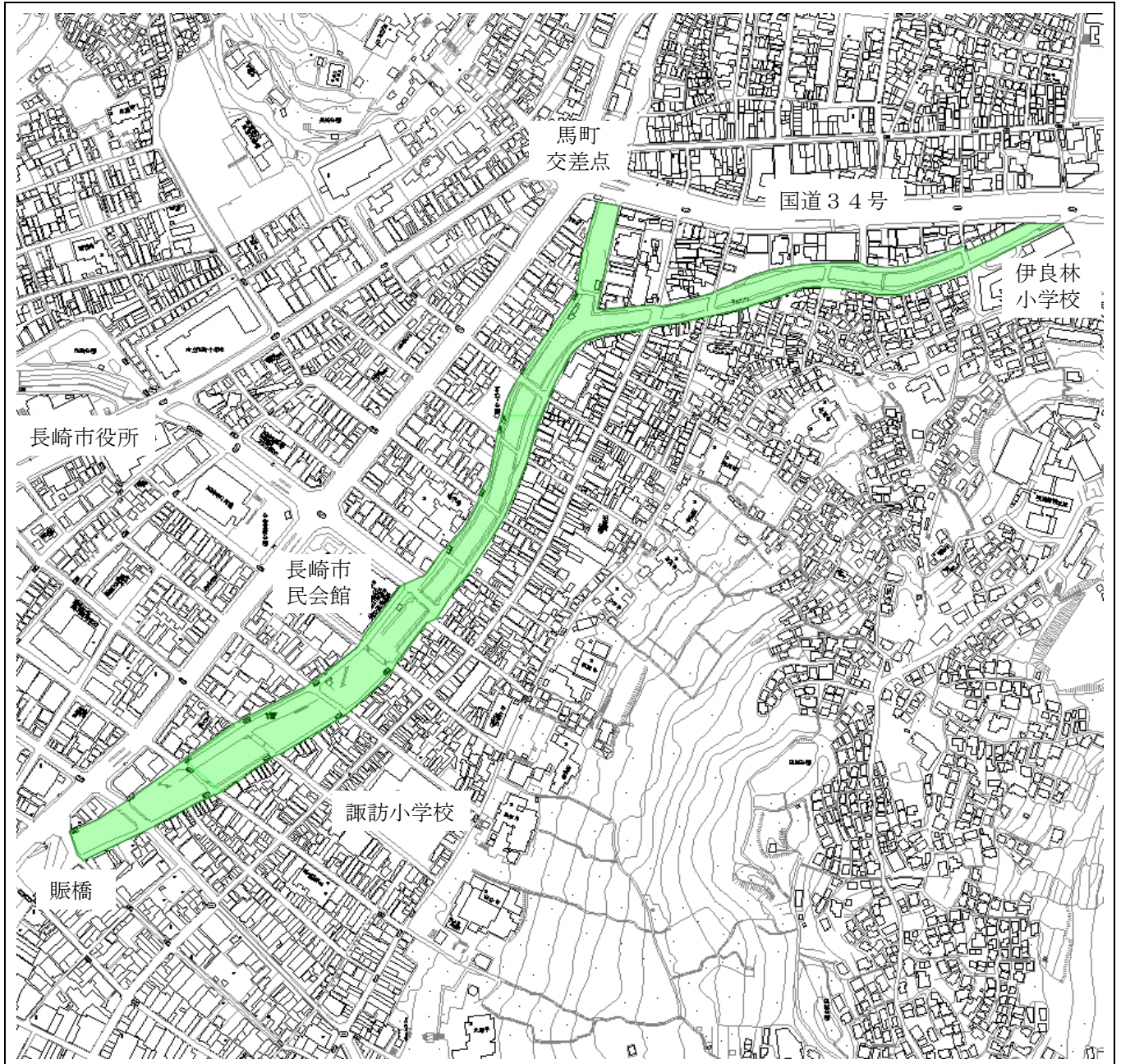
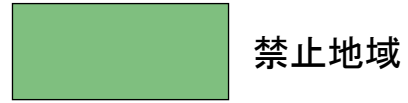
別紙図面 5



禁止地域



別紙図面 6



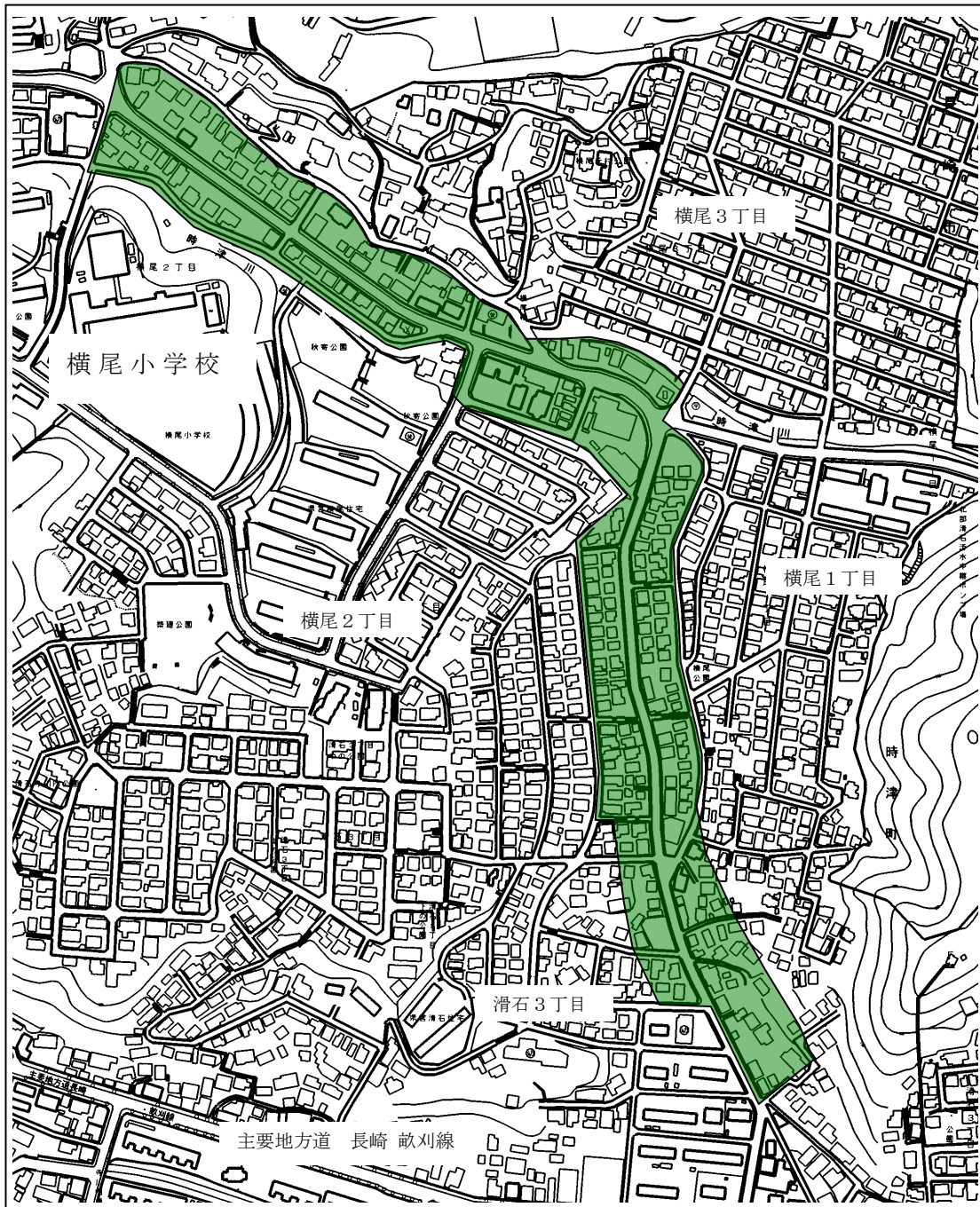
別紙図面 7



滑石地区 (約 5.0ha)



第1種許可地域



別紙図面 8



許可地域

